

就労継続支援A型・B型事業所 管理者 様

長崎県障害福祉課長  
(公印省略)

平成30年度賃金・工賃実績等の報告について(依頼)

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記の件について、お忙しいところ申し訳ございませんが、下記のとおりご報告いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 報告対象事業所

平成31年4月1日時点で運営されている全ての就労継続支援A型・B型事業所  
(平成31年4月1日付新規指定事業所を除く。)  
(中核市である長崎市・佐世保市の事業所も報告対象です。)

### 2. 報告内容

平成30年度の賃金・工賃実績(「月額」及び「時間額」)  
(「月額」「時間額」の対象者総数の算出方法は、別添「算出方法について」  
を参考にしてください。)  
平成30年度の「農福連携」による生産活動実施の有無  
(「農福連携」の定義は下記5(2)に記載)  
が「有」の場合は、全体の就労支援事業の収入に対する農福連携による  
生産活動収入の割合  
平成30年度における在宅利用者の有無  
～ は今年度からの新たな項目です。

### 3. 報告方法

今年度から、原則「長崎県簡易電子申請受付システム」から報告。

サービス毎(A型についてはさらに雇成型毎)に下記アドレスにアクセス  
し、内容入力の上報告。(携帯電話からのアクセスも可能。)

(システムでの報告ですので、メール・FAXによる報告は不要です。)  
ただし環境上、システムへのアクセスが困難な場合は、個別にご連絡くだ  
さい。

なお、県監査指導課の現地指導において、工賃等の報告状況を確認される  
場合がありますので、「回答する」又は「完了する」ボタンを押す前に入  
力画面を印刷し、保存しておいてください。

<アドレス>

就労継続支援A型(雇成型)

<http://eap.pref.nagasaki.lg.jp/kv2/?42000m00003471vUA>

就労継続支援A型(非雇成型)

<http://eap.pref.nagasaki.lg.jp/kv2/?42000u00003472RxR>

就労継続支援B型

<http://eap.pref.nagasaki.lg.jp/kv2/?42000h00003469hQO>

アドレスにカーソルをあててクリックするとアクセスできます。

4 . 報告（システム入力）期限  
令和元年 1 0 月 2 1 日（月） 厳守

5 . 留意事項等

（ 1 ） 工賃にかかる算出除外に関する留意事項

「月の途中で入所又は退所した利用者」及び「月の途中で入院又は退院した利用者」については、たとえ当該月分の工賃支払実績があった場合でも、当該月における対象人数・工賃支払総額から除外して算出してください。

平成 3 0 年 4 月から、B 型事業所については、「基本報酬の算定」においても、前年度の平均工賃月額を計算していただいておりますが、その中でも除外できる対象が定められておりますが、それはあくまで「基本報酬算定における平均工賃月額」の考え方であり、本報告において除外する対象は、上記 の場合のみですので、ご留意をお願いします。

（ 2 ） 「農福連携」の定義について

今年度から「農福連携による生産活動実施の有無」及び「全体の就労支援事業の収入に対する農福連携による生産活動収入の割合」の報告が求められています。

「農福連携」の具体的な定義は特に定められていませんが、今回の照会における定義は、「農業分野の生産高向上に資する生産活動」又は「農業分野の労力として資する生産活動」とし、具体的には以下のとおりとします。

以下にあてはまる生産活動収入は「農福連携による生産活動収入」として整理のうえ、割合等を算出してください。

事業所が管理する敷地・施設内(所有・賃借を問わない)において、農産物の生産等を行っている場合。

施設内又は施設外において、農家や農業団体その他農業分野の業務に従事する個人・団体等(以下「農家等」という。)から請け負った業務に従事する場合。

施設内又は施設外において、事業所独自又は農家等と連携して、農産物の 6 次産業化(加工等)に従事する場合。

「農業分野」又は「農産物」には、農業、林業、畜産を含みます。

担当：長崎県障害福祉課 池田  
電話095-895-2455